

雇用拡大の原動力となる中小企業・小規模事業者の創業を促進するため、また、創業間もない企業を支援するため日本政策金融公庫における創業関連制度の拡充を行います。

拡充内容等

○新創業融資制度 (創業後2期未満の者に対する無担保・無保証の融資制度)

貸付対象: 海外展開資金を追加  
 貸付限度額: 1,500万円→3,000万円(運転1,500万円)  
 自己資金要件: 開業資金総額1/3→1/10(※)  
 貸付期間: 設備10年→15年  
 据置期間: 6ヶ月→設備2年、運転1年  
 ※一定期間の勤務経験を有する者等は同要件を適用しない。

○新事業育成資金 (新技術活用等により高い成長性が見込まれる者に対する融資制度)

資金使途(中小のみ): 運転資金の対象に当初1年間のリース資金及び人材確保に必要な資金を追加  
 貸付利率(中小のみ): 上限金利(3.0%)を追加  
 貸付対象: 補助金の交付を受けて開発した技術を利用して行う事業→補助金の交付決定を受けたもの

○新規開業資金 (経験を活かし新たに事業を始める者に対する融資制度)

貸付対象: 新規開業して概ね5年以内の者→7年以内の者  
 補助金の交付を受けて開発した技術を利用して行う事業→補助金の交付決定を受けた者  
 貸付利率: (1) 地方公共団体の補助金を受けて社会性を有する事業を行う者または認定特定非営利活動法人等は特別利率①  
 (2) 認定商店街活性化事業計画を作成した商店街振興組合等が運営する商店街事業において事業を新たに営もうとする者又は営んでいる者は特別利率②  
 (3) 保育サービス事業や介護サービス事業者は特別利率③

(特別利率①、②、③はそれぞれ基準利率▲0.4%、▲0.65%、▲0.9%。基準利率(12月現在)は中小1.60%、国民1.90%。)

○女性・若者／シニア起業家支援資金

(創業を行う女性・若者／シニアに対する支援制度)  
 貸付対象: 新規開業して概ね5年以内の者→7年以内の者  
 貸付利率: 基準金利(運転資金)→特別利率①

○新事業活動促進資金

(経営革新や異分野連携による新事業分野を開拓等を行う者に対する融資制度)  
 貸付対象: 補助金の交付を受けて開発した技術を利用して行う事業→補助金の交付決定を受けた者

○再挑戦支援資金 (再挑戦を行う起業家向け融資制度)

貸付対象: 新規開業して概ね5年以内の者→7年以内の者  
 貸付限度額(国民のみ): 2千万円  
 →7千2百万円(うち運転資金4千8百万円)  
 貸付期間: (設備資金)15年→15年(特に必要な場合20年)  
 貸付利率: 基準金利→基準金利。以下の場合を除く。  
 ・女性・若者・シニア→特別利率①  
 ・技術・ノウハウ等に新規性が見られる設備資金→特別利率③

○経営力強化資金

(創業又は事業拡大を行う者であり、認定支援機関の助言・指導を受けた者に対する融資制度)  
 貸付対象: 新規開業して概ね5年以内の者→7年以内の者  
 貸付利率: 特別利率①(中小のみ2億7千万円上限)  
 →特別利率①(中小のみ2億7千万円上限)、女性・若者・シニア(創業7年以内)は特別利率②